

児童手当の制度改正について

令和6年10月分（令和6年12月11日支給分）から、児童手当の制度が改正されます。

1 主な改正内容について

（１）支給対象年齢の拡大

児童手当の支給対象となる子の年齢が高校生年代までとなります。

（２）所得制限の撤廃

主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

（３）第3子加算の増額

第3子以降の高校生年代までの子は、月額3万円の支給となります。

（４）第3子加算の数え方の変更

大学生年代以下から数えて3番目以降の子の手当に「（３）第3子加算額の増額」が適用されます。これは大学生年代の子の生計を監護相当・維持している場合に該当するものであり、「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要です。

（５）児童手当の支給月の増加

児童手当の支給月が年6回（偶数月）となります。制度改正後は2ヵ月分の手当が隔月に支給されます。制度拡充後の最初の支給日は令和6年12月11日（令和6年10月・11月分）です。

新旧対照表

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学生修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	<u>高校生年代まで</u> の国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	<u>所得制限なし</u>
手当月額	・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円、第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限以上 一律：5,000円（特例給付）	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円、 <u>第3子以降：30,000円</u> ・3歳～ <u>高校生年代</u> 第1子、第2子：10,000円、 <u>第3子以降：30,000円</u>
受給資格者	・監護生計要件を満たす父母等 ・児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左 ※変更なし
支払期月	年3回（2月・6月・10月） （各前月までの4ヵ月分を支給）	<u>年6回（偶数月）</u> （各前月までの2ヵ月分を支給）
多子加算のカウント	高校生年代まで	進学・就職等の状況にかかわらず、 <u>22歳年度末までの子で、親等に経済的な負担がある場合</u> をカウント対象とする。

2 手続き方法について

新たに申請が必要な方には令和6年8月中に申請書を発送し、申請受付は9月上旬から開始する予定です。

- ・下表の①～③に該当する方は新規での申請が必要となります。対象者には別途通知しますが、場合により通知が届かないことが考えられますので、通知は届いていないが該当すると思われる方は子育て支援課までご連絡ください。
- ・下表の④、⑤－1、⑥、⑦に該当する方（現在、児童手当を受給している方）の申請は不要です。自動的に増額となります。
- ・下表の⑧に該当する方は「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要となります。
- ・下表の⑤－2、⑨に該当する方は額改定申請が必要となります。

改正法の施行により新たに受給資格が生じる方	①受給資格者が改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外である方
	②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
	③新たに施設入所等児童となる者がいる方
改正法の施行により受給額が増加する現行受給者	④一定の所得以上で特例給付を受けている方
	⑤－1 支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している方
	⑤－2 支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している方
	⑥現行でも多子加算を受けている方（⑧に該当する場合を除く）
	⑦新たに多子加算を受けることとなる方（⑧に該当する場合を除く）
	⑧新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方
	⑨既に施設等受給資格者である方で、その委託等されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる方

※受給者が公務員の場合は勤務先での手続きとなります。

※申請日程など記載内容に変更等が発生した場合は都度更新します。

※ご不明な内容がありましたら、子育て支援課までお問い合わせください。